

## 『日本語教育』論文賞表彰規程

制定 2015(平成27)年12月13日  
2015(平成27)年度第4回理事会  
一部改正 2016(平成28)年3月13日  
2015(平成27)年度第5回理事会  
一部改正 2017(平成29)年7月23日  
2017(平成29)年度第3回理事会

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「学会」という。）が、定款第4条第7号の規定に基づき、日本語教育の実践と研究のさらなる発展に資するため、学会誌『日本語教育』に掲載された優れた論文を表彰する制度を定めるものである。

### (賞の名称)

第2条 賞の名称は、『日本語教育』論文賞（以下「論文賞」という。）とする。

### (授賞対象)

第3条 論文賞の授賞対象は、各年度、学会誌『日本語教育』に掲載された研究論文、調査報告、実践報告（以下「論文」という）のうち、特に優れていると認められた論文とする。

### (授賞の数)

第4条 論文賞の授賞論文は、各年度、原則として1論文とし、最大2論文までとする。賞にふさわしい論文がない場合は、該当論文なしとする。

### (選考部会の設置等)

第5条 論文賞の授賞候補論文（以下「候補論文」という。）を選考するため、学会誌委員会に候補論文選考部会（以下「選考部会」という。）を設ける。

第6条 選考部会の構成員（以下「部会員」という。）は6名とする。部会員は、学会誌委員会委員長がその年度の『日本語教育』に掲載された論文の分野等を考慮して指名し、常任理事会が承認する。

第7条 選考部会に部会長1名、副部会長1名をおく。

第8条 部会長は、学会誌委員会委員長がつとめる。副部会長は、部会長が指名する。

第9条 部会員の任期は、12月から翌年の5月までの6ヶ月とする。部会員は年度毎に指名されるものとし、再任を妨げない。ただし、原則として連続2期までとする。

第10条 選考部会は、その年度の『日本語教育』に掲載された論文の中から、候補論文3編を選考し、授賞候補選考委員会に推薦する。

(選考委員会の招集及び定足数)

第11条 授賞候補選考委員会設置運営規程第8条の規定に基づき、委員長が選考委員会を招集する。

2 選考委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

第12条 選考委員会は、第10条に基づき推薦された候補論文の中から、論文賞授賞候補論文2編以内を選考し、理事会に推薦するものとする。

2 前項の授賞候補論文の選考審議を行う選考委員会に出席できない委員は、第10条に基づき推薦された授賞候補論文について意見書を選考委員会に提出するものとする。

3 選考委員会における授賞候補論文の選考審議においては、前項の欠席委員の提出した意見書も含めて審議を行い、選考委員会としての最終的な授賞候補論文の選出は、同委員会における別段の合意が行われた場合を除き、出席委員の無記名投票により採決するものとする。

4 授賞候補者の選考において、賛否同数の場合には、委員長が裁定する。

(授賞論文の決定)

第13条 理事会は、選考委員会からの授賞候補論文の推薦に基づき、論文賞の授賞論文を決定する。

(授賞)

第14条 授賞論文の執筆者に対し翌年度春季大会において表彰状を授与する。

2 第1項の春季大会において賞の授与ができないときは、理事会が適当と認める機会にこれを授与する。

(附則)

1. この規程は、2015（平成27）年12月13日から施行する。
2. この規程の実施に関わる細則は理事会の承認を得て定める。

(附則) [2015（平成27）年3月13日]

1. この規程は、2016（平成28）年6月1日から施行する。